

## Q5 自分のマイナンバーはどうやって確認するの？

**A5** 11月中に簡易書留にて、以下のマイナンバー通知カードが自宅に届いていると思います。マイナンバーはこの通知カードで確認することができます。もし通知カードを受け取れていない場合や、紛失した場合には、役場住民課（65-3301）までご連絡ください。

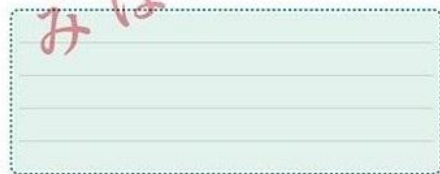
(表面)

(通知カード見本)

(裏面)



- 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。  
(連絡先) 個人番号カードコールセンター TEL
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。



来年1月以降、役場における社会保障・税関係の手続にはマイナンバーを確認できる通知カードと、本人と確認できる身分証明書が必要になりますので、注意してください。また、個人番号カードをお持ちの場合は、マイナンバーの確認と本人確認が一度で行えます。個人番号カードにつきましては、次ページで詳しく説明します。

